

日本学校図書館学会研究推進校実施要項

(趣旨)

1. この実施要項は、日本学校図書館学会研究推進校に関する規程（以下「規程」という。）第7条に基づき、日本学校図書館学会研究推進校（以下「研究推進校」という。）における研究の実施に関し、必要な事項を定める。

(研究推進校の指定要件)

2. 本学会は、次の要件を充たす小学校、中学校及び高等学校（中等教育学校を含む）の中から若干数の学校を研究推進校として指定する。
 - (1) 研究推進校は、教員のうち1名以上、本学会の会員が所属する学校とする。

(研究推進校の指定の手続き)

3. 研究推進校の指定の手続きは、次に定める方法により行う。
 - (1) 研究推進校の指定の手続きは、本学会のホームページに掲載する。
 - (2) 研究推進校の指定を受けることを希望する学校は、研究推進校指定申請書（別記様式1）を本学会事務局に提出する。
 - (3) 研究推進校の指定は、本学会研究連携委員会の審査を受けて会長が決定する。
 - (4) 会長は、研究推進校として指定したことを、当該学校に通知する。

(研究内容の協議)

4. 研究推進校における研究内容については、規程第3条に掲げる内容を基礎として、本学会研究連携委員会と研究推進校とが協議して決定する。

(研究方法)

5. 研究推進校における研究方法については、規程第5条第2項の趣旨を踏まえ、本学会研究連携委員会と研究推進校とが協議して合意した方法により実施する。

(研究の公表)

6. 研究推進校は、研究がまとまった段階で研究成果を公表するものとする。

(研究推進校に対する支援)

7. 本学会の研究推進校に対する支援は、次の通り行う。
 - (1) 研究推進校に派遣する講師は、本学会の会員の中から研究推進校の希望を考慮して決定する。
 - (2) 本学会は、各研究推進校に対し、研究に必要な経費として毎年度10万円を支出する。

(研究推進校の本学会への報告)

8. 研究推進校は、研究成果の概要報告書（別記様式2）及び収支の状況報告書（別記様式3）を、年度末後速やかに本学会事務局に提出するものとする。

附則

- 1 本実施要項は、平成23年10月15日から施行する。
- 2 本実施要項は、平成27年3月7日から施行する。(実施時期等の改定)
- 3 本実施要項は、令和2年12月5日から施行する。